



届出制度について重要なお知らせ

全ての正規代理店様に届出の義務があります！

2019年10月1日に電気通信事業法の一部を改正する法律が施行されました。それに際して弊社での代理店活動には必ず「媒介等業務受託者」の届出をされた「有資格者」である必要がありますので下記をご確認ください。

媒介等業務受託者届出制度とは

媒介モバイル市場の競争促進及び市場環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るため 2019年10月1日に電気通信事業法の一部を改正する法律が施行されました。この改正によって弊社への勧誘・販売いただく場合には、改正法の定める『媒介等業務』を実施いただくこととなりますので必ず届出が必要です。「媒介等業務届出書」を速やかに管轄の総合通信局等へご提出して下さい。

届出方法

STEP 1.

同封の「媒介等の業務届出書」をご準備ください。

STEP 2.

下記の届出書 **赤枠**に記入・捺印します。

※赤枠以外は弊社の情報が既に記入されておりますので、必ず同封のものかダウンロードして記入ください。
※個人の場合は法人番号、担当部署は空欄です。

1 媒介等の業務受託者		2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る地方自治体の有資格者			
氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名	役職	所属機関等	電話番号	メールアドレス	
スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155						
スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155						
スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155						

届出番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
法人番号
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス

捺印

店舗販売を予定されてる方のみ
店舗販売にも○を記入ください。

STEP 3.

以下3点を同封のうえ、通信局へ「郵送」or「信書便」で送付する。

- ① 記入した媒介等業務届出書
- ② 住民票の**原本** (法人は現在事項全部証明書) ※発行から3ヶ月以内のもの
- ③ 返信用封筒(長形3号) ※届出者名、返送先住所を記載、94円切手貼り付け

※郵送は本店所在地を管轄する総合通信局等の担当課へ。同封の「届出先一覧」をご参照ください。

STEP 4.

届出が完了し総務省より発行されます「届出受付通知書」を受領されましたら届出日、届出番号のご報告をください。マイページ <https://m.starservice.jp/> ログイン後「登録情報」の「媒介等業務受託届」の項目をご入力ください。

▼届出先一覧

総合通信局等	担当課	連絡先（電話番号）	所在地	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線4705)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F-15F)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号九段第3合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町1108長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務局 務所	情報通信課	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9力7一ナ旭橋 B街区 5階	沖縄県

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

法人番号

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MVNOの携帯電話端末サービス	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	×		○	○	○
MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	×		○	○	○
MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	スターサービス株式会社	福岡市中央区六本松四丁目3番2号5F	290001088155	×		○	○	○

- 注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
- 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となること、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
- 届出者の氏名又は名称
 - 届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
 - 届出年月日
 - 届出者の法人番号
 - 届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
- 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。